渋谷区介護施設物価高騰緊急対策補助事業実施要綱

令和６年１２月１９日　制　　定
令和７年１１月１８日　一部改正
令和８年　９月３０日　一部改正

（目的）

第１条　この要綱は、物価高騰の影響を受ける介護サービスを提供する区内の事業所を運営する法人に対し、渋谷区介護施設物価高騰緊急対策補助金（以下「本補助金」という。）を交付することで、事業継続を支援し、区内の介護サービス基盤の維持・継続を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱で使用する用語の定義は、介護保険法（平成９年法律第１２３号）及び介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）で使用する用語の例による。

（補助対象事業所）

第３条　本補助金の対象となる事業所（以下「対象事業所」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす事業所とする。

（１）令和８年１月１日及び令和８年４月１日のいずれにおいても区内に事業所があり、令和８年１月１日において別表第１に定めるサービス種別のいずれかの介護サービスを、令和８年４月１日において別表第２に定めるサービス種別のいずれかの介護サービスを提供し、かつ、令和９年３月３１日まで当該介護サービスの提供を継続する見込みであること。

（２）令和８年４月１日において、区内に事業所があり、別表第２に定めるサービス種別のいずれかの介護サービスを提供し、令和９年３月３１日まで当該介護サービスの提供を継続する見込みであること。

２　通所型サービスＡを実施する事業所については、前項に規定する要件のほか、次の各号に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

（１）通所介護、地域密着型通所介護又は認知症対応型通所介護事業所と同一の場所において、時間又は曜日を切り替えて実施するものでないこと。

（２）補助対象期間の各月において介護保険サービスの提供実績を有すること。

（補助対象者）

第４条　本補助金の対象者（以下「補助対象者」という。）は、対象事業所を運営する法人とする。ただし、当該法人が区との業務委託契約に基づき対象事業所を運営している場合を除く。

（補助対象期間）

第５条　補助対象期間は、次の各号に掲げる対象事業所の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

（１）第３条第１項第１号に該当する対象事業所　令和８年１月１日から令和８年３月３１日まで及び令和８年４月１日から令和８年６月３０日まで

（２）第３条第１項第２号に該当する対象事業所　令和８年４月１日から令和８年６月３０日まで

（交付額）

第６条　本補助金の交付額は、次の各号に掲げる対象事業所の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）第３条第１項第１号に該当する対象事業所　別表第１及び別表第２に定める額の合計額

（２）第３条第１項第２号に該当する対象事業所　別表第２に定める額

２　本補助金は、予算の範囲内で交付する。

（交付申請）

第７条　本補助金の交付を受けようとする補助対象者は、区長に渋谷区介護施設物価高騰緊急対策補助金交付申請書（別記第１号様式）に関係書類を添えて、提出しなければならない。

（交付決定）

第８条　区長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、その内容を審査し、本補助金を交付することが適当と認めたときは渋谷区介護施設物価高騰緊急対策補助金交付決定通知書（別記第２号様式）により、不適当と認めたときは渋谷区介護施設物価高騰緊急対策補助金不交付決定通知書（別記第３号様式）により、その決定内容を申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第９条　前条の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「交付決定者」という。）は、請求書兼口座振替依頼書（別記第４号様式）を区長に提出しなければならない。

２　区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに本補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第１０条　区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）第３条に規定する要件を満たさなくなったとき。

（２）偽りその他不正な手段により本補助金の交付を受けたとき。

（３）代表者、役員、従業者又は構成員が暴力団員等に該当するに至ったとき。

（４）前３号に掲げる場合のほか、この交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。

（本補助金の返還）

第１１条　区長は、前条の規定により本補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に本補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（違約加算金及び延滞金）

第１２条　区長は、第１０条第２号、第３号又は第４号の規定により、本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、前条の規定によりその補助金の返還を命じたときは、当該補助金の額に、補助金の受領の日の翌日から返還の日まで、年１０．９５パーセントの割合で計算した違約加算金（１００円未満の場合を除く。）を加えた額の納付を交付決定者に命ずることができる。

２　区長は、第１１条の規定により本補助金の返還を命じた交付決定者が、納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金（１００円未満の場合を除く。）の納付を命ずることができる。

（委任）

第１３条　この要綱の実施に関し必要な事務手続及び文書の様式については、高齢者政策担当部長が定める。

附　則（令和６年１２月１９日区長決裁）

この要綱は、令和６年１２月１９日から施行する。

附　則（令和７年１１月１８日区長決裁）

この要綱は、令和７年１１月１８日から施行する。

附　則（令和８年９月３０日区長決裁）

この要綱は、令和８年９月３０日から施行する。

別表第１（第３条、第６条関係）

区分	介護サービス種別	交付対象者数	交付額
入所	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 認知症対応型共同生活介護	令和８年１月１日時点における事業所（同一の建物内で複数の介護サービスを提供する事業所は、それぞれのサービスごと。以下同じ。）の定員	一人当たり月額５，９２３円に各事業所の交付対象者数を乗じた額の３か月分
入所	介護老人福祉施設 ※指定管理者運営施設に限る。		
入所	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 ※民間設置施設に限る。	令和８年１月１日時点における事業所の定員から負担限度額認定入所者数（補足給付第１～３段階対象入所者数）を減じた数	
入所	短期入所生活介護 ※指定管理者運営施設に限る。 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 ※小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護は宿泊サービス分の定員に限り右に定める計算方法により算出する。	令和８年１月１日時点における事業所の定員	一人当たり月額６，５４７円に各事業所の交付対象者数を乗じた額の３か月分
入所	短期入所生活介護 ※民間設置施設に限る。	令和８年１月１日時点における事業所の定員	一人当たり月額４，９４０円に各事業所の交付対象者数を乗じた額の３か月分

通所	通所介護 ※通所介護は指定管理者運営施設に限る。 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 ※小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護は通いサービス分の定員に限り右に定める計算方法により算出する。 通所型サービスＡ	令和８年１月１日時点における事業所の定員	一人当たり月額１，６０７円に各事業所の交付対象者数を乗じた額の３か月分
訪問	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護	令和８年１月１日時点における事業所	一事業所当たり月額１４，７５０円の３か月分

別表第２（第３条、第６条関係）

区分	介護サービス種別	交付対象者数	交付額
入所	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 認知症対応型共同生活介護 ※民間設置施設に限る。	令和８年４月１日時点における事業所（同一の建物内で複数の介護サービスを提供する事業所は、それぞれのサービスごと。以下同じ。）の定員	一人当たり月額 ５，９２３円に各事業所の交付対象者数を乗じた額の３か月分
入所	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 ※民間設置施設に限る。	令和８年４月１日時点における事業所の定員から負担限度額認定入所者数（補足給付第１～３段階対象入所者数）を減じた数	
入所	小規模多機能型居宅介護 ※小規模多機能型居宅介護は宿泊サービス分の定員に限り右に定める計算方法により算出する。	令和８年４月１日時点における事業所の定員	一人当たり月額 ６，５４７円に各事業所の交付対象者数を乗じた額の３か月分
入所	短期入所生活介護 ※民間設置施設に限る。	令和８年４月１日時点における事業所の定員	一人当たり月額 ４，９４０円に各事業所の交付対象者数を乗じた額の３か月分
入所	短期入所生活介護 看護小規模多機能型居宅介護 ※看護小規模多機能型居宅介護は宿泊サービス分の定員に限り右に定める計算方法により算出する。 ※指定管理者運営施設に限る。	令和８年４月１日時点における事業所の定員	一人当たり月額 ６２４円に各事業所の交付対象者数を乗じた額の３か月分
通所	通所介護 認知症対応型通所介護 看護小規模多機能型居宅介護 ※看護小規模多機能型居宅介護は通いサービス分の定員に限り右に定める計算方法により算出する。 通所型サービスＡ ※指定管理者運営施設に限る。		

通所	地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 ※小規模多機能型居宅介護は通いサービス分の定員に限り右に定める計算方法により算出する。 通所型サービスＡ ※民間設置施設に限る。	令和８年４月１日時点における事業所の定員	一人当たり月額 １，６０７円に各事業所の交付対象者数を乗じた額の３か月分
訪問	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護	令和８年４月１日時点における事業所	一事業所当たり月額 １４，７５０円の３か月分